

教第100号議案

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件  
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成30年3月26日提出

神戸市教育委員会

教育長 雪村新之助

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則（昭和27年6月教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

別表1 B 1階層の項中「10,200」を「10,100」に、「5,100」を「5,050」に改め、同表備考第1項中「附則第5条の5第2項及び」を「附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに」に改め、同表備考第9項第1号中「3,500円」を「4,500円」に改め、同項第2号中「4,500円」を「5,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（特例措置）

2 別表の規定については、当分の間、同表1 B 2階層の項中「14,100」とあるのは「10,100」と、「6,800」とあるのは「5,050」とする。

## 理 由

国の制度改正等に伴い市立幼稚園の利用者負担額を改正するにあたり、神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市立学校の授業料等に関する条例施行規則 ぬきがき

( \_\_\_ は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

附 則

附 則

別表 (第2条の2関係)

別表 (第2条の2関係)

(単位 円)

(単位 円)

各月初日の支給認定 保護者の階層区分		利用者負担額	
階層 区分	定義	第1子	第2子
1 A 1 階 層	略	略	略
1 A 2 階 層	略	略	略
1 B 1 階 層	略	<u>10,200</u>	<u>5,100</u>
1 B 2 階 層		略	略
1 C 階層		略	略
1 D 階層		略	略

各月初日の支給認定 保護者の階層区分		利用者負担額	
階層 区分	定義	第1子	第2子
1 A 1 階 層	略	略	略
1 A 2 階 層	略	略	略
1 B 1 階 層	略	<u>10,100</u>	<u>5,050</u>
1 B 2 階 層		略	略
1 C 階層		略	略
1 D 階層		略	略

備考

1 この表の所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び

附則第5条の5第2項、附則第7条の2

附則第45条の規定は、適用しないものとする。

第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに

5～8 略

9 支給認定保護者の市民税所得割合算額が119,001円以上169,000円未満の場合において、この表の規定による第1子に係る利用者負担額

の適用を受ける支給認定子どものうち、次の各号のいずれかに該当する者に係る利用者負担額については、それぞれ当該各号に定める額を控除した額とする。

(1) 生計を一にする負担額算定基準者が2人以上いる場合の第2子 3,500円

4,500円

(2) 生計を一にする負担額算定基準者が3人以上いる場合の第3子以降 4,500円

5,500円

〔参考〕幼稚園の利用者負担額の改正内容

区 分		利用者負担額（月額）				
		国基準		市基準		
		H29 第1子 【第2子】	H30 第1子 【第2子】	H29 公立 第1子 【第2子】	H29 私立 第1子 【第2子】	H30 公・私 第1子 【第2子】
A1	生活保護世帯	0	0	0	0	0
A2	市民税所得割非課税世帯	3,000 【0】	3,000 【0】	3,000 【0】	3,000 【0】	3,000 【0】
B1	所得割課税額が48,600円未満である世帯	14,100 【7,050】	10,100 【5,050】	10,200 【5,100】	10,200 【5,100】	10,100 【5,050】
B2	所得割課税額が48,600円以上77,100円以下である世帯		<b>国制度改正</b>	13,300 【6,250】	14,100 【6,800】	<b>国基準に合わせる</b>
C	所得割課税額が77,101円以上211,200円以下である世帯	20,500 【10,250】	20,500 【10,250】	16,100 【8,050】	19,200 【9,000】	19,200 【9,000】
D	所得割課税額が211,201円以上である世帯	25,700 【12,850】	25,700 【12,850】	17,300 【8,650】	20,900 【10,500】	20,900 【10,500】

※経過措置の終了に伴い、平成30年度から市立幼稚園の利用者負担額は私立と同額になる。（既決済）

（注1）市民税所得割課税額が119,000円以下の世帯

- ①扶養している子どもにおいて年長者から2番目の子どもの利用者負担額は第2子欄の金額。
- ②扶養している子どもにおいて年長者から3番目以降の子どもの利用者負担額は無料となる。

（注2）市民税所得割課税額が119,000円を超える世帯

- ①扶養している小3までの子どもにおいて年長者から2番目の子どもの利用者負担額は第2子欄の金額。
- ②扶養している小3までの子どもにおいて年長者から3番目以降の子どもの利用者負担額は無料。

（注3）ひょうご保育料軽減事業（兵庫県制度）

市民税所得割課税額が119,001円以上169,000円未満の場合、上記表の規定による第1子の適用を受ける子どものうち、次のいずれかに該当する者については、以下の額を減額。

- ①扶養している子どもにおいて年長者から2番目の子ども 3,500円 → 4,500円
- ②扶養している子どもにおいて年長者から3番目以降の子ども 4,500円 → 5,500円

**県制度の拡充に合わせて拡充**